

田原市終活情報登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が病気や事故等で意思表示できなくなったとき、又は死亡したときに備え、緊急連絡先や終活に係る生前契約等の終活関連情報をあらかじめ市に登録することで、警察、消防、医療機関、福祉事務所及び登録した緊急連絡先等に本人に代わって開示することで、本人の尊厳を守るとともに今後の人生をより豊かで安心できるものにするを目的に実施する田原市終活情報登録事業について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象は、市内に住所を有する年齢65歳以上の者で、かつ、市が配布するエンディングノートを所持する者のうち、登録を希望するものとする。

ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(登録の申請)

第3条 事業を利用するときは、対象者本人（以下「登録対象者」という。）が、田原市終活情報登録申請書（様式第1号。以下「なのはな登録票」という。）により、申請を行うものとする。

ただし、登録対象者が認知症等の疾病等により意思能力を有しない場合は、後見人が申請することができるものとし、また、後見人がいない場合は、親族が申請することができるものとする。

2 前項の規定により登録対象者及び後見人又は親族（以下「申請者」という。）が緊急連絡先を登録しようとするときは、当該緊急連絡先の個人又は法人は、緊急連絡先なのはな登録同意書（様式第2号）を提出するものとする。

ただし、提出し難い場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により申請者が登録できる情報（以下「登録情報」という。）は、別表に掲げるものとする。

(登録カードの交付等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る登録情報を登録するとともに、申請者に対してなのはな登録カード（様式第3号）及びなのはな登録カード（携帯用）（様式第4号）を交付する。

2 市長は、前項の規定により登録された照会可能な登録者に対し、田原市終活情報登録開示先登録通知書（様式第5号）により通知する。

(登録票等の保管)

第5条 第3条の規定により提出されたなのはな登録票及び緊急連絡先なのはな登録同意書は紙媒体で保管するものとし、前条第1項の規定により登録された情報（以下「登録された情報」という。）は、電子データで作成した台帳に保存するものとする。

(情報の開示)

第6条 登録された情報は、警察、消防、医療機関、福祉事務所及び照会可能な登録者

からの照会に対して開示するものとする。

- 2 警察、消防、医療機関又は福祉事務所が、登録された情報を照会する場合には、市長が照会を行う者の身分を確認できる方法により行わなければならない。
- 3 照会可能な登録者が、登録された情報を照会する場合には、田原市終活情報登録照会書（様式第6号）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前2項の規定による照会があった場合には、その内容の適否を判断し、第2項の規定による照会に対しては適切な方法により、前項の規定による照会に対しては口頭により情報を開示するものとする。

（情報開示の時期）

第7条 前条の規定により開示を行うことができる時期は、次のとおりとする。

- 2 別表1の項から6の項までに掲げる情報 登録対象者の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとき、又は登録対象者の死後
- 3 別表7の項から10の項までに掲げる情報 登録対象者の死後
（情報の変更等）

第8条 登録対象者は、情報に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、田原市終活情報登録（内容変更）・（廃止）届出書（様式第7号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

（登録の廃止）

第9条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該登録対象者に係る登録を廃止するものとする

- (1) 登録対象者が市外に転出したとき
 - (2) 登録対象者が死亡した日から1年が経過した日が属する月の末日を経過したとき
 - (3) 前条の規定による登録廃止の届け出があったとき
 - (4) 登録した内容等に不正又は虚偽があることが認められたとき
- 2 市長は、前項第3号の規定により登録を廃止したときは、田原市終活情報登録廃止決定通知書（様式第8号）により届出者に通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

登録情報	申請ができる人		情報開示先			
	本人	後見人等	警察・消防	医療機関	福祉事務所	照会可能な登録者
1 緊急連絡先	○	○	○	○	○	○
2 本籍地	○	○	×	×	×	×
3 かかりつけ医・アレルギー等	○	○	○	○	○	○
4 預貯金・保険等情報	○	○	○	×	×	○
5 エンディングノート保管場所	○	○	×	×	×	○
6 臓器提供の意思	○	×	○	○	×	○
7 葬儀や遺品整理の生前契約先	○	○	×	×	○	○
8 お墓の所在地	○	○	×	×	×	○
9 遺言書の有無・保管場所	○	×	×	×	×	○
10 その他自由登録	○	×	×	×	×	○